【研究ノート】暗号資産に関する税務情報交換制度に関する覚書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀, 治彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000122

【研究ノート】

暗号資産に関する税務情報交換制度に関する覚書

堀　　治　彦

1．はじめに

本稿の目的は，近年進展している暗号資産取引にかかる情報交換を射程とした制度を取り上げることにある[1)]。暗号資産取引の拡大に伴い，諸規制が対応を求められている現状については既知の通りであるが[2)]，租税法の分野においても同様の状況にある。

租税法上の課題は（も）多岐に亘り，2020年10月にOECDより公表されたTaxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments And Emerging Tax Policy Issues[3)]では，仮想通貨をはじめとする暗号資産に関して，租税政策上の参考となる検討事項が提示された。同報告書は，仮想通貨をはじめとする暗号資産に関する技術的論点に関する検討や，個人，法人を含む所得課税，付加価値税及び資産税について論点が示されたが，おおよその整理として，①暗号資産が法的にどのような位置付けであるか（無形資産であるか，金融資産あるいは金融商品であるか，商品であるかまたは通貨であるかなどによって課税関係の帰結が異なる），②課税を行うタイミングはいつであるか（同報告書では，処分のタイミングを重視している），③暗号資産の評価をどのように行うべきか，などに集約される[4)]。

わが国における先行研究では，藤岡（2022）[5)]の研究において，課税のタイミングに着目をした検討が行われ，藤間（2022）の研究では，ICO（Initial Coin Offering）とIEO（Initial

1）　暗号資産取引については，拙稿「【研究ノート】暗号資産取引に関する課税上の議論の整理」東北学院大学経営学論集第19号（2022）143-154頁において整理を試みた。同154頁において，暗号資産取引は情報交換の側面からその議論が進展しつつあることに言及したが，本稿はその問題意識の延長線上にある。

2）　わが国においては，自由民主党デジタル社会推進本部「NFTホワイトペーパー～Web3.0時代を見据えたわが国のNFT戦略」（2022年３月）。*プロジェクトチーム座長を務めた平将明議員の右記ホームページURLにてPDFファイルが参照可能である。https://www.taira-m.jp/NFTホワイトペーパー案20220330.pdf（2023年11月23日現在）。同ホワイトペーパーについて，租税の側面から堀・前掲注１），また，令和５年度税制改正を受けた評価について，吉村・後掲注９）において取り上げられている。

3）　OECD, Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments And Emerging Tax Policy Issues, (2020). https://www.oecd.org/tax/tax-policy/taxing-virtual-currencies-an-overview-of-tax-treatments-and-emerging-tax-policy-issues.htm (Last Visited, 23. Nov, 2022). 抄訳として，栗原克文「【海外論文紹介】暗号資産の租税政策上の課題」租税研究第860号（2021）255-276頁。堀・前掲注１），144頁以下。

4）　堀・前掲注１），147頁。

5）　藤岡祐治「暗号資産取引に対する課税のタイミング」税研226号Vol.38，No.4（2022）104-110頁。

Exchange Offering）に着目をした，法人の資金調達の側面からの検討が行われている[6)]。安河内（2022）の研究においても上述のOECD報告や諸外国の税制，わが国の取扱い（とりわけICOやIEOに関する論点を含む）や会計処理に関する論点について広範に検討が加えられている[7)]。その他，NFT（Non-Fungible-Token）に関する研究も散見され[8)]，暗号資産取引にかかる領域に関する研究は急速に進展していると理解できる。加えて，令和５年度税制正においても暗号資産にかかる課税上の対応が講じられたことも記憶に新しい[9)]。

これらの動向を交えた時に，租税法上の検討を行う意義が高まりつつあるのは論を待たないが，今日の暗号資産取引を考慮する際には国際的側面を検討する意義があることも想像できよう。すなわち，暗号資産取引は一つの国内取引に留まらず，国家間でのクロスボーダー取引が行われることが想定できる[10)]。例えば，ある国の租税法規において暗号資産取引に関する取扱いが明確になっていたとしても，その取引相手国での租税法規において取扱いが定まっていない場合には，課税関係について不明瞭さが伴うだろう。尤も，国家おける租税法規の立法はその国家の主権問題であることから[11)]，上述したOECD報告のような国際機関によりレポーティングが行われたとしても，多国間による拘束力のある合意が結実しない限りは，横並びで租税法規に関する取扱いを明確にすることは難しい。近年ではOECD/G20によるBEPSプロジェクト[12)]が想起されようが，同プロジェクトにおける国際租税改革も一部の途上国の反発などの理由により理念通りに進まない状況も確認されつつある[13)]。

他方で，租税の分野において国家間で合意が結実する事例も確認される。なかでも，確度を伴って進展してきた取組みに税務情報に関する情報交換の分野があげられ（この点については本稿第3章において詳述する），暗号資産取引の分野においても情報交換に関する国際的な枠組みが進展しつつある。

6）藤間大順「資金調達と税制のこれからICOやIEOに対する法人税の課税を検討対象として」租税法研究第50号（2022年）210－220頁。関連して，同「ICO（Initial Coin Offering）と法人税：調達した資金に対する課税およびトークンの評価益への課税を検討対象として」租税研究第883号（2023）97-131頁。

7）安河内誠「暗号資産に係る課税に関する論点～ステーキングとICO/IEOの取扱いを中心に～」国際商事法務 Vol.51, No. 7（2023）962-967頁。

8）泉絢也「NFT（ノンファンジブルトークン）と所得税法上の課税問題」月刊税務事例54巻３号（2022）41－55頁，同「NFT（ノンファンジブルトークン）の譲渡による所得は譲渡所得か？もしそうであれば非課税所得か？―NFTの「生活に通常必要な動産」該当性―」千葉商大論叢59巻３号（2022）143-174頁，同「NFT（ノンファンジブルトークン）の損失に対する損益通算・雑損控除の適用―NFTの「生活に通常必要でない資産」該当性―」千葉商大紀要59巻３号（2022）91-115頁。

9）令和５年法律第３号。関連して，小竹義範ほか「令和5年度税制改正の解説」（2023）251－281頁。吉村政穂「暗号資産の期末時価評価と令和５年度税制改正」税務事例研究196号（2023），１－８頁。

10）差し当たりの指摘として，堀・前掲注１），152頁。

11）増井良啓「国際課税の制度設計」金子宏監修『現代租税法講座第４巻国際課税』（日本評論社，2017）４頁。

12）OECD HP https://www.oecd.org/tax/beps/（Last Visited, 23. Nov, 2023）.

13）かかる動向を紹介するものとして，例えば，増田貴都「国際租税分野の規範形成とOECD・途上国・国連――国連事務総長レポート「Promotion of inclusive and effective international tax cooperation at the United Nations」を読む」租税研究第888号（2023）298-321頁。

そこで，本稿は暗号資産取引に関する国際的な情報交換枠組みであり，OECDが2022年に公表したCrypto-Asset Reporting Framework（以下，CARFとする）[14] を取り上げ，紹介することを主たる目的とする。

また，関連して，国際課税の文脈における情報交換の枠組みを取り上げ，整理や考察を試みる。なお，既に言及したように，租税実定法の議論もわが国及び各国において進展が見受けられるものの[15]，本稿の射程とはしない。

本稿の構成として，第２章において，これまでの国際課税の文脈における情報交換の枠組みを簡潔に紹介する。第３章ではCARFに関する議論を取り上げ，これまでの国際課税の文脈における情報交換の枠組みとの連続性について整理や検討を行う。第４章においては，EUにおいて進展しつつある暗号資産に関する同種の取組みを紹介し，第５章において暗号資産取引における情報交換の視点からの若干の展望を述べる。

（本稿における法令や資料等の参照は2023年12月10日を基準としている）

２．既存の情報交換に関する概観

税務に関する情報交換は租税条約における情報交換に関する規定によって行われ，類型として，①個別的情報交換，②自発的情報交換，③自動的情報交換，の３つがあるとされる[16]。

情報交換を巡る国際的議論の変遷は，2005年のOECDモデル租税条約26条の改正により，情報交換規定が強化されたことがひとつの契機と指摘される[17] [18]。その後，UBS事件（2008年）等の影響を受け，情報交換の国際基準遵守を求める動きが活発化し，2009年４月のG20ロンドンサ

14） OECD, *infra* note 29. 本稿第２章で述べるように，CARFの議論形成にはパブリックコンサルテーションドキュメントや，意見募集を経て公表された成果物等がある。本稿では，パブリックコンサルテーションドキュメントの段階のCARFを“CARF提案”，意見募集を経て公表された成果物を単に“CARF”と便宜的に呼称する。

15） 例えば，Haben Isaias Tewelde, “The Inconsistent Tax Treatment of Cryptocurrency And the Challenges of Cross-Border Reporting”, Tax Notes Int’ l, Vol.107, Sept 19,(2022),1349-1374 pp. Antonio Lanotte, “MiCA Leads the EU Digital Market’s Growing Presence”, Tax Notes Int’l, Vol.110, June 19, (2023), 1597-1603pp. Silke Penner, Florian S. Zawodsky, and André Thoss, “A Look at Germany’s Efforts to Clarify Crypto-Taxation”, Tax Notes Int’l, Vol.106, (2022), 1641-1647pp.

16） 増井良啓「租税条約に基づく情報交換：オフショア銀行口座の課税情報を中心として」金融研究30巻４号（2011）259頁以下。

17） 渡辺裕泰ほか「消費税と国際課税への大きな潮流」『日本租税研究協会第65回租税研究大会記録』（公社）日本租税研究協会（2013）。〈資料編〉32−33頁における財務省担当官の説明資料による。同資料によれば，日本の国税庁は毎年数十万件の情報を外国税務当局と交換しており，2012年度の実績では，相手国に9.1万件の情報提供を行い，相手国から13.8万件の情報提供を受けていたとされている*財務省担当官の説明によれば（本編113頁），情報交換の類型として自動的情報交換を主とする旨の発言をしているが詳細な内訳は不明である。

18） 現行のOECDモデル租税条約の原文はOECD, Model Tax Convention on Income and on Capital: Condensed Version 2017,（OECD Publishing, 2017）. 邦訳として水野忠恒監訳『OECDモデル租税条約2017年版（所得と財産に対するモデル租税条約）』（日本租税研究協会，2019）。*2005年における変更点は銀行機密の否定と，自国に課税を行う利益がない場合でも情報を収集して提供する，という点である。なお，同27条において徴収共助の規定がおかれている。多国間の徴収共助の枠組みについては，後継注57）。

ミットでは，情報交換の促進と非協力国への対抗措置が首脳声明にて示唆され，OECDも実行的な情報交換に非協力的な国のリストを公表するなどの措置をとった[19]。また，OECDは「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」を拡大改組，各国の税の透明性や情報交換に関する法的整備とその実施状況について相互審査を開始し[20]，各国は租税条約の情報交換協定を国際基準に沿った形でアップデートをすると共に，租税条約とは別に情報交換協定を締結する事例も見受けられるようになった[21]。

その後，金融機関の顧客の金融資産に関する情報を米国に提供することを義務付ける制度であり，米国独自の制度であるForeign Account Tax Compliance Act（以下，FATCAとする）や，非居住者に係る金融口座情報を各国税務当局間で自動的に交換するための国際基準であるCommon Reporting Standard（以下，CRSとする）などにより，国際課税における情報交換制度は進展し，とりわけ自動的情報交換の観点から強化が行われていった[22][23]。

３．OECDにおける動向―CARF

本稿第１章で述べた通り，暗号資産にかかる租税上の論点はOECDでも取り上げられていた。その後，暗号資産取引が進展するなか，2023年11月10日にCARFの実施に向けた共同声明が発

19）　渡辺ほか・前掲注17）。

20）　同上。OECD HP https://www.oecd.org/tax/transparency/（Last Visited, 23.Nov, 2023）.

21）　わが国の事例においては，日・スイス租税条約（正式名：「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約」改正議定書につき，2010年５月21日署名，2011年４月15日国会承認，2011年11月30日外交上の公文の交換，2011年12月２日公布及び告示（条約第13号及び外務省告示第382号），2011年12月30日効力発生。類似のものとして，日・ルクセンブルグ，日・シンガポール租税条約など）や，日・ケイマン租税協定（正式名：「脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定」2011年２月７日署名，2011年６月15日国会承認，2011年10月14日通告，2011年10月19日公布及び告示（条約第12号及び外務省告示第356号），2011年11月13日効力発生。類似のものとして日・バミューダ租税協定，日・リヒテンシュタイン租税協定など）が挙げられる。

22）　その後，利子や配当支払等の情報を自動的情報交換によって税務当局で取り交わす仕組みが，OECD, “Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters in 2014”, OECD (2014).などで活性化していく。本件に関するOECDの最新のドキュメントがOECD, *supra* note 30である。また，CRSについては，税務コンプライアンスの改善に繋がったというOECDの次のリリースがある。OECDニュースルーム「税の透明性イニシアチブの実施が具体的かつ優れた成果をもたらしている」（2019年６月７日）https://www.oecd.org/tokyo/newsroom/implementation-of-tax-transparency-initiative-delivering-concrete-and-impressive-results-oecd-says-japanese-version.htm（2023年12月10日現在）。

23）　これらの文脈を詳述する先行研究として，吉村政穂「国際課税における金融口座情報の共有体制の確立」金子宏ほか編『租税法と市場』（有斐閣，2014）532−550頁。池田義典「BEPS，Post BEPS及び自動的情報交換」税大ジャーナル27号（2018）49−73頁。一高龍司「所得課税に係る情報交換を巡る動向とその合意」租税法研究第42号（2014年）23頁以下。倉見智亮「課税情報の収集と利用を通じた租税回避規制の課題」税法学第577号（2017）301−325頁。

表された[24]。共同声明によると，CARF は税務当局間の自動的情報交換に関する新たな国際基準であるとされ，共同声明に加わった48カ国・地域この取組みを歓迎するとしている[25]。この国際基準は，暗号資産市場の急速な発展に遅れをとらずに，国際的な税の透明性[26] に関する近年の発展が損なわれないことを目的としており，CARFが広汎に，整合的かつタイムリーに施行された場合には，租税コンプライアンスの確保及び脱税の取締りにかかる税務当局の能力を増大することになるだろうとしている[27]。

CARFの議論形成を概観すると，OECDにより2022年３月22日にパブリックコンサルテーションドキュメント（CARF 提案）[28] が公表され，同年10月にその成果物である CARF が公表された[29]。その後，2023年６月８日には，自動的情報交換の論点を包摂した成果物[30] が公表され，前述の共同声明に至っている。

３−１．Crypto-Asset Reporting Framework and Amendments to the Common Reporting Standard Public consultation document

2022年３月22日に公表された CARF 提案では，①対象となる暗号資産，②対象となる仲介事業者，③報告要件，④デューデリジェンスに関する手続きに関する内容が提案され，さらには

24） 日本国財務省HP https://www.mof.go.jp/english/policy/tax_policy/others/231110carf_en.pdf（Last visited Nov.23, 2023）.なお日本国財務省の邦訳によれば，CARF（Crypto-Asset Reporting Framework）を「暗号資産等報告枠組み」としている。同 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/231110carf_jp.pdf（2023年11月23日現在）。

25） 同上。48カ国・地域の内訳は次の通りである。アルメニア，オーストラリア，バルバトス，ベルギー，ベリーズ，ブラジル，ブルガリア，カナダ，チリ，クロアチア，キプロス，チェコ，デンマーク，エストニア，フィンランド，フランス，ドイツ，ギリシャ，ハンガリー，アイスランド，アイルランド，イタリア，日本，韓国，リヒテンシュタイン，リトアニア，ルクセンブルク，マルタ，メキシコ，オランダ，ノルウェー，ポルトガル，ルーマニア，シンガポール，スロバキア，スロベニア，南アフリカ，スペイン，スウェーデン，スイス，英国，米国，（英）ガーンジー，（英）ジャージー，（英）マン島，（英）ケイマン諸島，（英）ジブラルタル。

26） 税の透明性に関する議論は，OECD, *supra* note 20.にも掲載されている。

27） 同上。ただし，国庫収入の減少及び納税者負担につながることにも言及がされている。

28） OECD, Public consultation document regarding the Crypto-Asset Reporting Framework（CARF）— a new global tax transparency framework on the development of automatic information exchange with respect to crypto-assets —,(2022). https://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/public-consultationdocument-crypto-asset-reporting-framework-and-amendments-to-the-common-reporting standard.pdf（Last Visited, 23.Nov, 2023）. この種の成果物の公表までに至る一般的な流れとして，ドラフトを出したうえで広く意見を募り，寄せられた意見を踏まえて最終的な成果物を公表する形になっている（本ドラフトは2022年４月29日まで公開討議に付されていた）。

29） OECD, Crypto-Asset Reporting Framework and Amendments to the Common Reporting Standard, OECD, Paris, (2022). https://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/crypto-asset-reporting-framework-and-amendments-to- the-common-reporting-standard.htm（Last Visited, 23.Nov, 2023）.

30） OECD, International Standards for Automatic Exchange of Information in Tax Matters: Crypto-Asset Reporting Framework and 2023 update to the Common Reporting Standard, OECD Publishing, Paris, (2023). https://doi.org/10.1787/896d79d1-en（Last Visited, 23.Nov, 2023）.

CRSを改正し，国際的な情報交換の枠組みの対象に暗号資産取引を包摂していくことが目的となっていた[31) 32) 33)]。

①対象となる暗号資産の定義は，ステーブルコイン，暗号資産形態で発行されるデリバティブ，NFTなどの非代替性トークンなど，一般的な銀行や証券会社などの金融機関が介入せずとも保有・移転ができる分散型の資産が対象とされた[34) 35)]。

CARF提案の共通報告の枠組みにおいてカバーされる資産は従来の情報交換の枠組みよりも広範になっている。また，CARF提案の定義は，G7のFinancial Action Task Force on Money Laundering（以下，FATFとする）の定義や勧告の範囲にも含まれ，既存のマネーロンダリング対策などにも整合性が図られている[36)]。

②の対象となる仲介事業者は，顧客に代わって暗号資産取引を事業として扱う者とされている。すなわち，暗号資産取引所や暗号資産取引を行うブローカー，ディーラーなどが含まれ，Reporting Crypto-Asset Service Providerとして取り扱われる[37)]。Reporting Crypto-Asset Service Providerは，設立場所や事業の内容，税務申告や取引などを考慮の上判定され，該当した事業者は，顧客の必要書類を取得し，所定の確認手続きを行うことや，顧客の暗号資産価値を把握するなどの対応が求められる[38)]。

③の報告要件では，あ）暗号資産と法定通貨の交換，い）暗号資産間の交換，う）報告可能となる取引，え）暗号資産の移転，にかかる報告をReporting Crypto-Asset Service Providerが行うことを求めている[39)]。

④デューデリジェンスに関する手続きでは，Reporting Crypto-Asset Service Providerが顧客

31）邦文の紹介として，EY税理士法人「OECD，暗号資産に係る情報交換制度の枠組みおよびCRS改正案の公表」2022年4月1日https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-04-01（2023年11月23日現在）。

32）OECD, *supra* note 28.

33）本提案では，Central Bank Digital CurrencyやSpecified Electronic Money Productやなどの論点も含まれていた。

34）*Id.*

35）OECDが想定していた当初の段階では，暗号化された技術を使用し，分散型台帳に依存するデジタル金融資産とされていた。Andreas Thiemann, “Cryptocurrencies: An Empirical View from a Tax Perspective,” JRC Working Paper on Taxation and Structural Reforms No. 12/2021（Aug. 2, 2021）.

36）OECD, *supra* note at 28. なお，従来の情報交換についても，FATFとの緊密さが確認される。差し当たり，渡辺ほか・前掲注17），池田・前掲注23）。

37）*Id.* CARF提案の中ではCrypto-Assetを出入金の運営を行う業者も含まれている。これは純粋に顧客の暗号資産を保存するだけのウォレットプロバイダー（仲介事業者としての関与がない事例―例えば暗号資産がB to Cの決済に使用される場合）などが想定されよう。この場合でもReporting Crypto-Asset Service Providerとして情報を収集し，報告をする必要があるとしている。

38）*Id.*

39）*Id.* 報告は暗号資産の種別毎に報告を行い，取引内容に応じて追加情報が求められるとしている。基本的には暗号資産が交換される法定通貨の金額と，取引や処分の際の公正市場価値により評価額が決定され，報告をする顧客情報には，個人の場合と法人の場合が想定され，顧客の氏名，住所，税法上の居住地，納税者番号，生年月日，出生地，一定の事業体の実質的支配者などがある。

を特定し，税法上の居住地国及び報告に関する情報を取得するための書類などの手続きが盛り込まれている[40)]。

3-2．Crypto-Asset Reporting Framework and Amendments to the Common Reporting Standard

CARF 提案の公表後，意見募集を経た2022年10月10日に OECD より成果物である CARF が公表された[41) 42)]。

CARF の基本的な構造は前節で述べた CARF 提案を前提としているが，いくつかの変更点が確認される。まず，対象となる暗号資産の定義には変更はなかったものの，CARF 提案時点で報告の対象とされていたものから，Central Bank Digital Currency や Specified Electronic Money Product, Reporting Crypto-Asset Service Provider が決済や投資目的として使用できないと判断した暗号資産など論点となっていたものが除かれることとなった[43)]。

報告対象となる事業者である Reporting Crypto-Asset Service Provider の定義について変更はなく，複数の国・地域で報告義務の重複を避けるための規定が手当されている[44)]。

報告要件については，あ）暗号資産と法定通貨の交換，い）暗号資産間の交換，う）暗号資産の移転，に関する報告が Reporting Crypto-Asset Service Provider に求められることになり，CARF 提案の中で盛り込まれていた報告可能となる取引は，う）の暗号資産の移転の中に含まれることになった以外変更点はない[45)]。デューデリジェンスに関する手続きでは，CARF 提案時点で盛り込まれていた自己宣誓書類に関し複数の事項が削除されている[46)]。

3-3．小括

本章において CARF に関する動向を取り上げてきた。CARF は，CRS の改正によって情報交

40） *Id*. 顧客には個人と法人，暗号資産を保有する法人の実施的支配者が含まれる。

41） 邦文の紹介として，EY 税理士法人「OECD，暗号資産報告枠組みおよび改正 CRS の公表」2022年10月14日 https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-10-14（2023年11月23日現在）。

42） OECD, *supra* note at 29.

43） *Id*. NFT については，暗号資産に該当した場合に，決済や投資目的により報告対象の可否が判断されるとしている。わが国の NFT の税務については，泉 絢也，藤本剛平『事例でわかる！ＮＦＴ・暗号資産の税務〈第２版〉』（中央経済社，2023）が詳しい。

44） *Id*. この点については CARF 提案においても盛り込まれていた。なお，報告要件に関連し，前掲注37）で言及したウォレットサービスプロバイダーについては，ウォレットアドレスを報告することが要件とされていたが，報告要件からは外れている。ただし，個人が自らの管理から（例として，コールドウォレットの使用が挙げられている）外部のウォレットサービスプロバイダーのウォレットアドレスに暗号資産を移転した場合には，移転に係る公正市場価値の総額及び取引数量の報告が求められる。関連して，デューデリジェンスに関する手続きの中で Reporting Crypto-Asset Service Provider に移転が行われた場合の記録・保持が要求されている。

45） *Id*.

46） *Id*.

換を行うことで，不透明な暗号資産取引についてその確実性を高めようとしている取組であることが理解できる。

また，報告主体はReporting Crypto-Asset Service Providerとなったものの，CRS改正の観点から，これまでの国際的情報交換の議論形成の延長線上に位置付けることができよう。加えて，CRS策定がBEPSプロジェクトと時間軸を同じくしていたように，BEPSプロジェクト以降進展してきたデジタル課税の議論ともある程度の関連性を保ちつつ，暗号資産取引をスコープとすることはある種自然な対応とも評価できる[47)]。

４．EUにおける動向

暗号資産取引における国際的議論形成の枠組みはOECDのCARFに止まらない。本章では補論的にEuropean Union（以下，EUとする）の取組みを紹介する。EUは，国際的な租税の議論形成において，OECDの議論形成の時間軸に先行する形で地域共同体としてのプレゼンスを高めてきた[48)]。

暗号資産取引に関する取組みついてはOECDに先行したわけではないものの，かかるEUの枠組みとして，European Commissionが2022年12月に公表した，Proposal for a Council Directive amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation（以下，DAC8提案とする）が挙げられる[49)]。

DAC8は，EU領域の税務に関する協力指令であるDirective on Administrative Cooperation（DAC）の第８次改正となるものである。提案内容として，EU加盟国の税務当局間の納税者情報の交換対象に，暗号資産や電子通貨を加えるというものであり，傾向的にCARFにおいて示された内容と共通する趣旨のものであると理解できよう[50)]。本提案は，EUにおいてEU Directive

---

47）OECD, *supra* note 3. 同報告においても，BEPSプロジェクトとの連続性を確認することができる。

48）岡田至康「EUにおけるデジタル課税に係る中長期的提案―デジタルプレゼンス及びデジタルCCCTBに係る理事会指令案―」租税研究第832号（2019）291－317頁。

49）EUROPEAN COMMISSION, Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation, Brussels, 8.12.2022, COM（2022）707 final.

DAC8については，（公社）日本租税研究協会の国際課税研究会において大野雅人「EUのDAC８（暗号資産に関する税務当局間の情報交換）Proposal for a Council Directive amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation」と題して報告が行われており（* 本稿執筆時点において未公表），租研事務局「業務・会合案内」租税研究第883号（2023年）296頁において確認ができる。

また，大野氏は，Directive on Administrative Cooperationにおける研究に関し，複数の業績を公表している。既に制定されたDACについて，大野雅人「DAC6：EUの義務的開示制度―納税者の権利保護及びEU一次法との交錯―」租税研究第849号（2020）204頁。同「DAC7：EUにおけるプラットフォーム出店者情報の収集―プラットフォーム運営者の報告義務と税務当局による情報交換」租税研究第865号（2021）122頁。なお，元来DACは，一般規定から始まり，税務当局間の情報交換や，他の形式による行政協力，協力のための条件，EU域外との関係及び一般規定，最終規定（この項目にはデータ保護や国内法制化が含まれる）などで構成されている。

50）EC, *supra* note 49. 尤も，DAC8提案には，富裕層に関するTax Rulingや，事前確認なども，情報交換の対象とすることが示されている。

として立法化されれば，2025年末までにEU加盟国において国内法制化され，2026年から施行が始まるとされている。

DAC8においても暗号資産の報告義務を負うのは，Reporting Crypto-Asset Service Providerとされる。Crypto-Asset Service ProviderがDAC8における要件に該当すると，Reporting Crypto-Asset Service Providerとして，EU域内に所在する顧客の暗号資産取引の情報を居住地国の税務当局に報告することとなり，EU加盟国の税務当局は，報告情報を自動的情報交換の枠組みを通じて共有されることとなる[51)]。

なお，DAC8の提案は，EUの暗号資産市場に関する規制であるMarkets in Crypto-Assets Regulation（MiCA）とも整合性をとる形で構成される[52)]。MiCAは暗号資産市場の規制と暗号資産によるマネーロンダリング防止のための規則であり，この点においても，OECDにおける情報交換の議論形成と視点を共有することができよう。

そのため，MiCAにおける暗号資産の定義が該当し，分散型台帳技術又は類する技術による，電磁的に移転や保存が可能である，価値又は権利のデジタルな表現のことを指し[53)]，CARFにおける定義と多くの点において共通している。CARFとの共通点という意味においては，本稿第3章において取り上げた他の項目なども同種の視座を持つ。

すなわち，DAC8は（全く同一ではないが）大枠においてOECDのCARFにおけるコンセプトと類似の論点を多く見出すことが可能である。というのも，DAC8自体が，EU域内においてCARFを実施するための枠組みをEUの中で設定するものであり，ある意味CARFとの接続性が担保されているのは自然なことであろう[54)]。

5．むすびにかえて

むすびにとして幾つかの視座や課題を提示する。まず，暗号資産取引をめぐる情報交換に関する総論的な評価について，OECDのCARFやEUのDAC8の取組みにおいても租税回避スキームやマネーロンダリングに利用される側面を認識している。とりわけ，従来の国際的な情報交換のコンテクストがFATFとの連続性を意識しつつアップデートが行われてきたことを鑑みれば，暗号資産取引に対する問題意識を汲み取ることができよう。一般的な理解として，金融上の規制

51） *Id.*

52） European Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Markets in Crypto-assets, and amending Directive（EU）2019/1937, COM/2020/593 final（24 Sept. 2020）. *2023年5月に欧州議会で可決。

53） MiCA Article 3.1.（5）. “a digital representation of a value or of a right that is able to be transferred and stored electronically, using distributed ledger technology or similar technology” としているのに対し，CARFでは “a digital representation of value that relies on a cryptographically secured distributed ledger or similar technology to validate and secure transactions” としている。

54） EC, *supra* note 49. 本稿では特に論じないが，EUの議論ではデータ保護法制との関連性にも留意する必要があろう。関連して，高橋里枝「【研究ノート】EUにおけるデータ保護と租税に関する情報交換制度」武蔵野大学経営研究所紀要第4号（2021）179-194頁。

や，税制上の規制の曖昧さは，行政執行の不確実性や税の透明性などの議論に繋がっていよう。すなわち，不確実性や不透明性を逆手にとった納税者によって，租税回避スキームやマネーロンダリングが意識されることは否めない。かかる状況を考慮するのであれば，国際的情報交換の枠組みが暗号資産取引を包摂していくことは歓迎するべき事柄であるように理解できる[55) 56)]。

次に執行に関する論点である。CARF（或いはDAC8）におけるReporting Crypto-Asset Service Providerのように，報告義務をもつ事業者が税務当局に報告を行ったとして，従来の国際的情報交換の枠組みと同様の機能を発揮できるか否か（或いは従来の国際的情報交換の枠組みが機能していると評価するべきか否かという視点もあろう）は注視されるべき事柄の一つである[57)]。

また，従来の国際的情報交換の枠組みにも共通することだが，枠組みに参加する国・地域が増えたとしても，すべての国・地域で同じ執行能力を有するかという問題は残る。所謂，キャパシティ・ビルディングについての課題は，主として途上国がスコープとなる話であろうが，これらの国・地域に対する手当を置き去りにしては，取組み自体の目的達成から遠ざかるリスクを内包している[58)]。いずれにせよ，共同声明に加わった48の国・地域にとどまらず，より多くの国・地域がCARFに参加していくことが望ましいのは確かであろう[59)]。

本研究は科研費／ JSPS 23K01095の助成を受けたものである。

55）税務当局間の情報交換に際しては，違法に入手された情報をどのように考慮するべきかについて，とりわけ暗号資産取引の分野においては重要となるだろう。とりわけFATFのスコープとの関連性において注視されるべき事柄となろう。この点，刑事法上の検討を含む研究として，漆さき「租税情報の取扱いにおける国際的情報」租税法研究第50号（2022）160-181頁。同「国際的情報交換における納税者の権利保護（特集技術革新と租税手続の変化）」論究ジュリスト第26号（2018）83-90頁。

56）勿論，CARFやDAC8の項目で取り上げたように暗号資産の対象となるものについては，現時点で対象となっていないものもあり，いくつか残課題を有していると理解することも可能となることから，暗号資産（取引）には不断の検討が必要となろう。

57）あわせて徴収共助の枠組みとどのようにリンクさせるかという論点を孕むだろう。多国間の枠組みとして，OECDモデル租税条約26条とは別に次の取組みがある。「租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」（略称：税務行政執行共助条約），1986年１月25日採択（条約），2010年５月27日採択（改正議定書），2011年11月３日署名，2013年６月17日国会承認，2013年６月28日受諾書寄託，2013年７月３日公布及び告示（条約第４号第５号及び外務省告示第232号），2013年10月1日効力発生。関連して，増井良啓「マルチ税務行政執行共助条約の注釈を読む」租税研究第775号（2014）253-291頁。

58）早川美希「第15回OECD税務長官会議」ファイナンスNo.686（2023）23頁以下。

59）*脱稿時に自由民主党・公明党「令和６年度税制改正大綱」（2023）に触れた。同16-17頁によると，CARFの取組みを受け，わが国においても，非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため，国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備するとしている。

【参考文献】

池田義典「BEPS, Post BEPS及び自動的情報交換」税大ジャーナル27号（2018）49-73頁。

一高龍司「所得課税に係る情報交換を巡る動向とその合意」租税法研究第42号（2014年）23頁以下。

泉絢也「NFT（ノンファンジブルトークン）と所得税法上の課税問題」月刊税務事例54巻３号（2022）41-55頁。

泉絢也「NFT（ノンファンジブルトークン）の譲渡による所得は譲渡所得か？もしそうであれば非課税所得か？―NFTの「生活に通常必要な動産」該当性―」千葉商大論叢59巻３号（2022）143-174頁。

泉絢也「NFT（ノンファンジブルトークン）の損失に対する損益通算・雑損控除の適用― NFTの「生活に通常必要でない資産」該当性―」千葉商大紀要59巻３号（2022）91-115頁。

泉 絢也，藤本剛平『事例でわかる！ＮＦＴ・暗号資産の税務〈第２版〉』（中央経済社，2023）

EY税理士法人「OECD，暗号資産に係る情報交換制度の枠組みおよびCRS改正案の公表」2022年４月１日 https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-04-01（2023年11月23日現在）。

EY税理士法人「OECD，暗号資産報告枠組みおよび改正CRSの公表」2022年10月14日 https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-10-14（2023年11月23日現在）。

漆さき「租税情報の取扱いにおける国際的情報」租税法研究第50号（2022）160-181頁。

漆さき「国際的情報交換における納税者の権利保護（特集　技術革新と租税手続の変化）」論究ジュリスト第26号（2018）83-90頁。

大野雅人「DAC６：EUの義務的開示制度―納税者の権利保護及びEU一次法との交錯―」租税研究第849号（2020）204頁。

大野雅人「DAC7：EUにおけるプラットフォーム出店者情報の収集―プラットフォーム運営者の報告義務と税務当局による情報交換」租税研究第865号（2021）122頁。

岡田至康「EUにおけるデジタル課税に係る中長期的提案―デジタルプレゼンス及びデジタルCCCTBに係る理事会指令案―」租税研究第832号（2019）291－317頁。

倉見智亮「課税情報の収集と利用を通じた租税回避規制の課題」税法学第577号（2017）301-325頁。

栗原克文「【海外論文紹介】暗号資産の租税政策上の課題」租税研究第860号（2021）255-276頁。

小竹義範ほか「令和５年度税制改正の解説」（2023）251-281頁。

自由民主党NFT政策検討プロジェクトチーム「NFTホワイトペーパー（案）～ Web3.0を見据えたわが国のNFT戦略～」https://www.taira-m.jp/NFTホワイトペーパー案20220330.pdf（2023年12月10日現在）。

高橋里枝「【研究ノート】EUにおけるデータ保護と租税に関する情報交換制度」武蔵野大学経営研究所紀要第４号（2021）179-194頁。

早川美希「第15回OECD税務長官会議」ファイナンスNo.686（2023）21-28頁。

藤岡祐治「暗号資産取引に対する課税のタイミング」税研226号Vol.38, No.4（2022）104-110頁。

藤間大順「資金調達と税制のこれからICOやIEOに対する法人税の課税を検討対象として」租税法研究第50号，（2022年）210-220頁。

藤間大順「ICO（Initial Coin Offering）と法人税：調達した資金に対する課税およびトークンの評価益への

課税を検討対象として」租税研究第883号（2023）97-131頁。
堀治彦「【研究ノート】暗号資産取引に関する課税上の議論の整理」東北学院大学経営学論集第19号（2022）143-154頁。
増井良啓「租税条約に基づく情報交換：オフショア銀行口座の課税情報を中心として」金融研究30巻４号（2011）253-312頁。
増井良啓「国際課税の制度設計」金子宏監修『現代租税法講座第4巻国際課税』（日本評論社，2017）3-27頁。
増田貴都「国際租税分野の規範形成とOECD・途上国・国連――国連事務総長レポート「Promotion of inclusive and effective international tax cooperation at the United Nations」を読む」租税研究第888号（2023）298-321頁。
水野忠恒監訳『OECDモデル租税条約2017年版（所得と財産に対するモデル租税条約）』（日本租税研究協会，2019）。
安河内誠「暗号資産に係る課税に関する論点～ステーキングとICO/IEOの取扱いを中心に～」国際商事法務Vol.51, No. 7（2023）962-967頁。
吉村政穂「国際課税における金融口座情報の共有体制の確立」金子宏ほか編『租税法と市場』（有斐閣，2014）532-550頁。
吉村政穂「暗号資産の期末時価評価と令和５年度税制改正」税務事例研究196号（2023）1-8頁。
渡辺裕泰ほか「消費税と国際課税への大きな潮流」『日本租税研究協会第65回租税研究大会記録』（公社）日本租税研究協会（2013）。

Andreas Thiemann, “Cryptocurrencies: An Empirical View from a Tax Perspective,” JRC Working Paper on Taxation and Structural Reforms No. 12/2021（Aug. 2, 2021）.
Antonio Lanotte, “MiCA Leads the EU Digital Market’s Growing Presence”, Tax Notes Int’l, Vol.110, June 19,（2023）, 1597-1603pp.
Haben Isaias Tewelde, “The Inconsistent Tax Treatment of Cryptocurrency and the Challenges of Cross-Border Reporting”, Tax Notes Int’l, Vol.107, Sept 19,（2022）,1349-1374pp.
European Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Markets in Crypto-assets, and amending Directive（EU）2019/1937, COM/2020/593 final（24 Sept. 2020）.
EUROPEAN COMMISSION, Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation, Brussels, 8.12.2022, COM（2022）707 final.
OECD, “Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters in 2014”, OECD（2014）.
OECD, Model Tax Convention on Income and on Capital: Condensed Version 2017,（OECD Publishing, 2017）.
OECD, Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments And Emerging Tax Policy Issues,

(2020).

OECD, Public consultation document regarding the Crypto-Asset Reporting Framework (CARF)— a new global tax transparency framework on the development of automatic information exchange with respect to crypto-assets —,(2022).

OECD, Crypto-Asset Reporting Framework and Amendments to the Common Reporting Standard, OECD, Paris, (2022).

OECD, International Standards for Automatic Exchange of Information in Tax Matters: Crypto-Asset Reporting Framework and 2023 update to the Common Reporting Standard, OECD Publishing, Paris, (2023).

Silke Penner, Florian S. Zawodsky, and André Thoss, "A Look at Germany's Efforts to Clarify Crypto-Taxation", Tax Notes Int' l, Vol.106, (2022), 1641-1647pp.